

# NECの企業行動指針

## 経団連企業行動憲章とNECの行動規範

1996年12月17日、経団連は、企業行動憲章を改定し発表した。その序文末尾に「憲章の精神を企業の具体的な行動として実行することを申し合わせ、内外に宣言する」とある。

NECでは、この意に沿い拡大幹部会(事業部長以上の会社幹部と関連企業のトップ全員を召集)の場で、憲章及びその実行の手引書を配布の上、憲章の趣旨の徹底を図った。併せ、憲章の遵守についてもトップより強く要請し、企業行動のバックボーンとすることを確認した。

NECには、すでに下記のごとき企業行動規範があるが、今回の新憲章を受けて、改廃が必要とされる規程等は、今後、順次改善整備されていくこととなる。

NECの企業行動の前提には“企業理念”があり、「NECはC&Cを通して、世界の人々が相互に理解を求め、人間性を十分に発揮する豊かな社会の実現に貢献します」として開示されている。

この理念を受けて、行動指針ともいべき6項目があり、経営指針として同じく開示されている。すなわち、

- 顧客の満足を第一とし、ベタープロダクト・ベターサービスを提供する。
- 広く科学・技術を追求し、新しい価値を創造する。

- 社員の個性を伸ばし、十分に発揮させる。
- 個々の組織の主体性を活かし、力強い総合力に結びつける。
- 良き企業市民として行動する。
- 収益性を高め、活力ある発展と社会への還元を図る。

文言の相違はあるものの、かなり広範な部分で、経団連の新憲章と重なり合っており、偶然とはいえ、人間の思考の類似性を示しているやにみえる。

## 企業活動全体をカバーする業務マニュアル

これらの指針の下、各々の活動に対する基準あるいは規範がマニュアル化されており、業務マニュアルとして集大成されている。

業務マニュアルはほぼ企業活動の全領域をカバーしており、業務分担と責任区分を明記した組織マニュアルと一体運用されている。

記述は詳細多岐に亘っているが、成文化には限界もあるため、幅広い各種教育プログラムやセミナー、事例研究会等で補完し、文章規程の不足を補っている。

さらに個々の規程の重要性や存在理由を手引書で解説する他、独占禁止法遵守マニュアル等の重要な規程を、別冊マニュアルとして独立させ、全員への浸透を企図する等、トップからの規律ある企業行動の周知徹底と倫理観涵養のための具体策としている。